別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成30年７月13日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成30年５月22日午後３時まで

③　入札の締切　平成30年７月13日午後４時まで

④　開札日時　平成30年７月23日午前11時

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成30年６月27日まで）

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年４月24日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　池田　豊人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大野油坂道路川合トンネル川合地区工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　福井県大野市川合地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝1,592ｍ　道路トンネル（ＮＡＴＭ）、本坑掘削　Ｌ＝1,592ｍ（代表内空断面積92㎡）、覆工　Ｌ＝1,422ｍ、坑門工１箇所、仮設工１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成34年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート22,000㎥、鋼材（鉄筋を含む。）1,000ｔ

⑺　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点のものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び審査資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑿　総価契約単価合意方式の適用

１）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

２）本方式の実施方式としては、

イ）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。下記ロ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

３）受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

４）その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒀　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒁　本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算し、見積り価格の算出に係る、当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。なお、契約締結後において、率計上の対象工種については、協議を行い、変更対応を行うものである。

⒂　本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の週休２日化を促進する対象工事（発注者指定型）である。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年４月24日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「大野油坂道路川合トンネル川合地区工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(e)　単体有資格業者及び特定ＪＶのすべての構成員は、平成15年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｱ)　ＮＡＴＭ工法によるトンネルで、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が80㎡以上、かつ、トンネルの施工延長が、それぞれ掘削1,300ｍ以上、覆工1,300ｍ以上であること。

ただし、上記(ｱ)は同一工事の施工実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成15年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「同種工事の実績」を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成15年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。